(判例研究) 関西学院大学商法研究会

株主総会決議取消請求事件

東京地判平成二六年四月 ·商事判例一四四四号四四頁 七日

小 西 みも恵

七月一七日の上場廃止に至るまでは、その発行する株式を 設置会社であり、種類株式発行会社ではなく、平成二五年 JASDAQに上場していた。 株式会社である。平成二五年六月二八日までは、取締役会 Y 社は、 電子機器、 部品その他の物品の販売を業とする

また、Y社が本件公開買付けによりY社株式の全てを取得 された))(以下「本件公開買付け」という)をすること、 〜三月一八日(後日、買付等の期間は三月二五日まで延長 〈買付価格を一株二一〇円、買付等の期間を同年二月四日 平成二五年二月一日、Y社は、Y社株式の公開買付け

株主総会決議取消請求事件

主総会を開催する予定であることを公表した。 たスクイズアウトを議案とする臨時株主総会および種類株 平成二五年三月二六日、Y社は、本件公開買付けについ

できなかった場合には、全部取得条項付種類株式を利用

株式総数の約四、三九%)であったこと、決済の開始日が 同年四月四日(同年二月一日時点では三月二九日の予定) て、応募のあったY社株式数が二二万六六一九株(発行済

であることを公表した。 平成二五年五月一四日、Y社は、 臨時株主総会を開催し

よび③は撤回された。同日開催予定の全部取得条項が付さ 総会と併せて「本件第一回株主総会」という)も開催され 条項付種類株式の取得の件(第三号議案)が決議事項とさ 付加に係る定款一部変更の件(第二号議案)、③全部取得 係る定款一部変更の件 (第一号議案)、②全部取得条項の れるY社株式を保有する株主を構成員とする種類株主総会 れたが、①が否決されたため(賛成は六一・六%)、②お (以下「本件第一回種類株主総会」といい、本件臨時株主 (以下「本件臨時株主総会」という)、①種類株式発行に

同年四月一〇日を基準日とする公告が平成二五年三月二五 なかった。なお、本件第一回株主総会の基準日については、 66 巻 4 号 法と政治 (2016年2月)

日になされていた。

併せて「本件第二回株主総会」という)を開催した。 役であるA(一○一万株を保有するY社の第二位株主)が、 次のとおりである。なお、本件定時株主総会の第三号議案 が同年六月一三日付けで株主に送付した招集通知 ることを条件として平成二五年五月一日に行った株主提案 本件臨時株主総会において全部取得に係る議案が否決され および本件第二回種類株主総会の議案は、Y社の代表取締 「本件招集通知」という)及び参考書類によれば、議案は 「本件第二回種類株主総会」といい、本件定時株主総会と 「本件定時株主総会」という)及び種類株主総会 平成二五年六月二八日、Y社は、定時株主総会 (以 下 (以 下 (以 下

[本件定時株主総会の議案]

当 金₁ 第一号議案 剰余金処分の件 (上場廃止に伴う特別配

八三円の配当をすることとし、効力発生日を平成二五 原案どおり決議されることを条件として、一株につき 第三号議案および本件第二回種類株主総会の議案が

年七月二九日とする。

第二号議案 取締役候補者 取締役 監査役選任の件 В

社外取締役候補者 С

社外監查役候補者 ď Ε

*なお、 ある「当社第三九回定時株主総会及び普通株主 平成二五年六月五日付けプレスリリース資料で 様による種類株主総会の付議議案及び当社のス Aの妻である旨の記載がなかったが、Y社は、 本件招集通知に係る参考書類には、Cが

ることを記載した上、同月六日、 クイズアウトに係る株主提案議案への意見表明 (賛成) のお知らせ」の中で、CがAの妻であ 同資料をY社

のホームページに記載していた。

スクイズアウトの件

第三号議案

全部取得条項付種類株式制度を利用した

①」という)。 ともに、次の規定を新設する(以下「本件三号議案 する旨の定めを新設して種類株式発行会社とすると Y社の定款の一部を変更し、A種類株式を発行

(種類株主総会)

第一九条の二第二項 れを準用する。 株主総会と同時に開催される種類株主総会にこ 第一三条一項の規定は定時

付則 れる種類株主総会にも適用されるものとする。 総会(注:本件定時株主総会)と同日に開催さ 第一九条の二の規定は、第三九回定時株主

* なお、 るときは、 る」とし、二項は、「前項のほか、必要があ 記載又は記録された議決権を有する株主をもっ 会社は、 いて議決権を行使することができる株主とす て、その事業年度に関する定時株主総会にお 基準日に関する第一三条一項は、「当 毎事業年度末日の最終の株主名簿に 取締役会の決議によってあらかじ

を追加変更し、Y社の発行する全ての普通株式に全 部取得条項を付す旨の定めを新設する 上記①の手続による変更後のY社の定款の一部 (以下「本件

していた。

め公告して基準日を定めることができる」と

株主総会決議取消請求事件

三号議案②」という)。

続による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決 3 会社法一七一条一項並びに上記①及び②の各手

下「本件種類株式」という)に係る株主(ただし、

議によって、Y社は、全部取得条項付種類株式

Y社を除く。以下「本件種類株主」という) の全員 から本件種類株式の全てを取得し、当該取得の対価

る本件種類株式一株と引き換えにA種種類株式を一 ○一万分の一株の割合をもって交付する(以下一本

(2016年2月)

として、本件種類株主の全員に対して、その保有す

件三号議案③」という)。

[本件第二回種類株主総会の議案]

議案

三号議案と合わせて一本件全部取得議案」という) 、以下「本件第二回種類株主総会議案」といい、本件第

法と政治

ズアウトの件(全部取得条項の付加に係る定款一部変更)

全部取得条項付種類株式制度を利用したスクイ

66 巻 4 号

について基準日を設定する旨の公告をしておらず、また、 Y社は、本件第二回種類株主総会における議決権の行使

1112

几

総会を開催し、すべての決議事項が承認可決された。三一日として、本件定時株主総会及び本件第二回種類株主かったものの、議決権行使に係る基準日を平成二五年三月かったものの、議決権の行使について基準日に係る定めはな本件第二回株主総会の開催前、Y社の定款には、種類株主

Y

社の株主であるXI

(Y社株式を一万一○○株保有)

は

可決する旨の決議、 に選任する旨の決議、 件定時株主総会の第二号議案に係る決議のうちCを取締役 張して、Y社に対し、会社法八三一条一項に基づき、 設定公告がなく、会社法一二四条に違反することなどを主 害関係を有する者(八三一条一項三号)に該当すること、 条二項に違反すること、株式を売却済みの者等が特別の利 ること、本件定時株主総会の招集通知にCがAの配偶者で 行使に関する利益供与に該当し、会社法一二〇条に違反す 本件第二回種類株主総会において議決権行使に係る基準日 ある旨の記載がなく、会社法施行規則七四条四項六号ハ 本件定時株主総会の第一号議案に係る配当が株主の権利の (現ホ②) に違反すること、Aの株主提案は会社法三〇三 ③本件第二回種類株主総会の議案を可 ②本件定時株主総会の第三号議案を ①

> 三条一項または二項に基づき、決議が存在しないことまた づき、これらの決議の取消しを求め、予備的に会社法八○ する旨の決議について、主位的に会社法八三一条一項に基 の第三号議案および本件第二回種類株主総会の議案を可決 会の第二号議案を可決する旨の決議、③本件定時株主総会 総会の第一号議案を可決する旨の決議、 を主張し、Xが、Aは株主提案に必要な株式数を保有して における決議についてのXの主張に加え、本件定時株主総 いなかったことを主張して、Y社に対し、①本件定時株主 合わない招集通知の記載や説明義務違反があったことなど 会の第一号議案が会社法一二四条に違反すること、 また、Y社の株主であるX~ Xは、本件第二回株主総会 ②本件定時株主総 法と政治 66 巻 4 号 (2016年2月) 1111

(判旨)

部認容・一部棄却

は無効であることの確認を求めた。

使するものに限られる旨規定するところ、当該規定の趣旨の行使することのできる権利は基準日から三か月以内に行という点について、会社「法一二四条二項は、基準日株主月以内でなかったことが会社法一二四条二項に違反するか 基準日から剰余金配当の効力発生日までの期間が三ヶ

決する旨の決議の取消しを求めた。

大きくなることはないことからすると、基準日から三か月ては、これが確定すれば、当該確定時点以後に上記乖離がようとすることにある。そして、剰余金配当請求権につい主(基準日株主)との間の乖離が大きくなることを防止し

求権が確定したということができるから、「会社」法一二件定時株主総会の剰余金配当決議がされて剰余金配当請日から三か月以内に剰余金配当決議がされて利余金配当請一日であり、他方、本件[定時株主総会の第]一号議案は一日であり、他方、本件[定時株主総会の第]一号議案は一日であり、他方、本件[定時株主総会の第]一号議案はこれを本件についてみると、前記前提事実によれば、本

れば足りると解するのが相当である。

以内に剰余金配当決議がされ、剰余金配当請求権が確定す

四条に違反するところはない。」

株主の議決権)の行使に関して財産上の利益を供与するもとするものであり、株主の権利(本件全部取得議案に係る宗金の配当は、本件全部取得議案が可決されることを条件「原告らは、本件「定時株主総会の第」一号議案による剰「原告らは、本件「定時株主総会の第一号議案に係る配当は株主の権二」本件定時株主総会の第一号議案に係る配当は株主の権

株主総会決議取消請求事件

と主張する。

のもともとの趣旨ないし株主平等原則に抵触するというこ対する財産上の利益の供与を禁止する[会社]法一二〇条公の配当は、全ての株主(Y社並びに剰余金の配当の受領金の配当は、全ての株主(Y社並びに剰余金の配当の受領金の配当は、全ての株主(Y社並びに剰余金の配当の受領金の配当は、全ての株主(Y社並びに利金の配当の受領金の配当に、…本件[定時株主総会の第]一号議案による剰余

なく、当該行為が「会社」法一二〇条の要件を充足するの 号利益の供与に当たると主張するのかは必ずしも明らかでは 2016年また、財産上の利益の供与行為についてみるに、原告が、年とはできない。

かも判然としない…。

…。そして、一般論として、

株主総会決議の効力の発生

66 巻 4

ウトによりY社の上場コストが削減されることなどによっことによる剰余金配当請求権の付与は、今回のスクイズアところ、…本件 [定時株主総会の第] 一号議案を決議するを一定の条件にかからしめることは適法であると解される

法と政治

て収益構造が変更されることを前提としつつ、スクイズア

1110

判 例 研 究

得議案の承認決議を条件として、普通株式一株につき八三 ウトによってY社が上場廃止となる場合には、今回の剰余 円の剰余金配当を行う旨の会社提案議案について決議する ところ、このスキームを成就させるためには、本件全部取 となることを慮って行われるものであることが認められる 金配当が株主のY社に対する資本貢献に報いる最後の機会

ことが必要であったものである。

るのであって、その過程で開示された情報に虚偽があるな とより、 提事実…によれば、 社株式の経済的対価の内容にあるといえるところ、前記前 ることが認められる上、株主総会においてスクイズアウト 第] 一号議案における剰余金配当は、実質的に、Y社株式 の開示を受け、自らの判断により議決権を行使したといえ に係る議案が決議される場合、 の取得対価を上乗せしたのと同様の機能を果たすものであ さらに、前記前提事実によれば、本件 [定時株主総会の スクイズアウトに至る経緯やその前提となる情報 Y社の株主は、 株主の主たる関心事項はY 経済的対価の内容はも

部取得議案に係る議決権の行使に関し、本件[定時株主総 このような事情のもとでは、 Y社の株主総会が、 本件全

た、

Aの配偶者である旨の記載がなかったことが認められ、

Y社はCがAの妻であることを知っていたというべき

Aの妻であること、

本件定時株主総会の参考書類には

C が

ど、株主以外の第三者が株主の議決権の行使を歪める行為

をしたと認めるに足りる証拠もない。

も困難であって、本件において他に [会社] 法一二〇条一 がY社の株主に対して財産上の利益を供与したということ を供与したと認めることはできず、また、 項に違反する利益の供与があったことを認めるに足りる証 他のY社の機関

会の第]一号議案による剰余金の配当という財産上の

六

利益

拠はない。」

に違反するかという点について、「[会社法] 施行規則七四 たことは [会社法] 施行規則七四条四項六号ハ (現ホ2)

本件招集通知にCがAの配偶者である旨の記載がなかっ

社が知っているときは、その旨を株主総会参考書類に記載 関する議案を提出する場合において、候補者が社外取締役 よれば、Cが社外取締役候補者であり、Y社の代表取締役 会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内 条四項六号ハ(現ホ②)は、取締役が社外取締役の選任に しなければならない旨を規定するところ、前記前提事実に の親族その他これに準ずるものであること」を当該株式会 候補者であり、 当該候補者が「当該株式会社又は当該株式

法と政治 66 巻 4 号 (2016年2月) 1109

項、 であるから、 [会社法] 同参考書類の記載は、「会社」法三〇一条一 施行規則七四条四項六号ハ(現ホ②) に違

7 会の招集の手続は、本件[定時株主総会の第]二号議案の 三〇一条一項、[会社法] 取消事由([会社] 法八三一条一項一号)があるというべ 決議のうちCを取締役に選任する旨の決議との関連におい ホ(2) に違反するものであり、Y社がした本件定時株主総 法令に違反するといわざるを得ないから、同決議には 本件招集通知に係る参考書類の記載は、[会社] 施行規則七四条四項六号ハ 現 法

きである。

几

取得することも可能であったというべきであるから、 において、CがAの妻であることを記載した上で、翌六日、 と、Y社は、平成二五年六月五日付けプレスリリース資料 同資料を被告のホームページに掲載していたことが認めら に記載された取締役候補者三名の名字は全てFであったこ 会の第]二号議案について、本件招集通知に係る参考書類 ホームページの記載から、CがAの妻であるという情報を 能性があることを推測することが可能であったのみならず、 もっとも、「前記前提事実によれば、本件 [定時株主総 Y社の株主は、 B及びCがAと親族関係等を有する可 本件

> きである。そして、当該事実は、違反の程度が重大ではな しなかったとの事実は、 招集通知に係る参考書類にCがAの配偶者である旨を記載 いことなどからすると、 決議に影響を及ぼさないものであ 瑕疵として重大ではないというべ

ると認められる。

消しの訴えに係る請求は裁量棄却されるべきである」。 (ただし、Cを取締役に選任するとの部分に限る。) したがって、本件 [定時株主総会の第] 二号議案の決議 取

記載され又は記録されている株主(基準日株主)をその権 利を行使することができる者と定めることができる旨を規 が一定の日(基準日)を定め、基準日において株主名簿に いて、会社「法一二四条は、その一項において、株式会社 なかったことが会社法一二四条に違反するかという点につ 本件第二回種類株主総会において基準日設定公告をし (2016年2月)

において、定款に当該基準日及び当該権利の内容につい る権利の内容を公告しなければならない旨を、 までに、当該基準日及び基準日株主が行使することができ 株式会社が基準日を定めたときは、当該基準日の二週間前 定する(基準日制度)とともに、その三項本文において、 同項但し 7 法と政治 1108 66 巻 4 号

定めがあるときはこの限りではない旨をそれぞれ規定する

株主総会決議取消請求事件

(基準日設定公告制度とその例外)。

る。

件第二回種類株主総会の開催前において、被告の定款には、これを本件についてみるに、前記前提事実によれば、本例に係る基準日にていても同様であると解される

同種類株主総会の議決権行使に係る基準日を平成二五年三適用されないといわざるを得ない。そうすると、被告は、議決権行使については、[会社]法一二四条三項但し書は種類株主総会における議決権の行使に係る基準日の定めは

由([会社]法八三一条一項一号)があるというべきであない。したがって、同種類株主総会議案の決議には取消事会に係る招集の手続は法令に違反するものといわざるを得かはなく、当該基準日を前提として行われた同種類株主総準日の公告は [会社]法一二四条三項に違反するというほ

法と政治

いうのであるから、同種類株主総会の議決権行使に係る基

前記前提事実によれば、その旨の公告をしていなかったと日を設定する旨の公告をする必要があったにもかかわらず、

66 巻 4 号

月三一日と定めるためには、その二週間前までに当該基準

を確保することにあるものと解される。

このような基準日設定公告制度の趣旨、及び、[会社]

りであるから、本件第二回種類株主総会において議決権をりであるから、本件第二回種類株主総会について議決権行使に係るY社が本件第二回種類株主総会について議決権行使に係るY社が本件第二回種類株主総会について議決権行使に係るY社が本件第二回種類株主総会の権利行使に係る基準日を定めた規定がYに種類株主総会の権利行使に係る基準日を定めた規定がY

八

社株式 集通知がされたことを認めるに足りる証拠はないから、Y これらの者全てに対して本件第二回種類株主総会に係る招 決権行使に係る基準日設定公告をしなかったことは、 社は、これらの者の議決権行使の機会を奪ったものである。 する事実が重大でないとは認められない」。 行使できるのは、本来、 したがって、Y社が本件第二回種類株主総会について議 (本件種類株式) を保有していた者になるところ、 本件第二回種類株主総会時点でY

(研究)

基準日制度

1

簿上の株主 使をする株主との乖離があまりに大きいことは望ましくな 基準日から三か月以内に行使するものに限られる(一二四 の配当を受けることができるとすることができる(会社法 いからである。 一二四条)。基準日株主が行使することができる権利は、 会社は、一定の日(基準日)を定め、その時点の株主名 項かっこ書)。 剰余金配当の基準日と効力発生日 (基準日株主) 権利行使時点の実際の株主と、権利行 が議決権を行使したり、 剰余金

> 得られることが確定的となれば基準日株主が権利を「行使 達せられるからである。 (6) ら三か月以内に具体的な剰余金配当請求権を確定させれば るとし、剰余金配当決議により効力発生日を定めることが する」(一二四条二項) 状態になったと解することができ 本判決は二つめの見解を採用した。これに対し、 権利を 66 巻 4 号 法と政治 (2016年2月)

使する」という意味について学説上次の二つの見解が存す ここで、剰余金配当請求権について、三か月以内に「行

る。

必要があるとする見解である。 交付されるために、剰余金配当決議で定める効力発生日 一つめは、基準日から三か月以内に会社から配当財産が (四五四条一項三号)を基準日から三か月以内の日とする

二つめは、基準日から三か月以内に剰余金配当請求権が

である。この見解によれば、基準日と効力発生日との間は 三か月を超えても差し支えないとされる。基準日に関する 具体化する剰余金配当決議がなされれば足りるとする見解

三か月の制限は、権利行使時点の実際の株主と権利行使を めに設けられた規制であり、この規制の目的は、基準日か する株主との乖離があまりに大きくなることを防止するた

九

株主総会決議取消請求事件

具体的な剰余金配当請求

明確にされた会社法のもとでは、

ことができる権利の内容を公告しなければならない(一二

0

場で流通する事態も生じうるため、そのような場合には一体的な剰余金配当請求権のない株式が想定よりも長期間市体的な剰余金配当請求権のな利発生日の間の期間を徒に長くすれば、具に当決議日と効力発生日の間の期間を徒に長くすれば、具に当決議日と効力発生日の間の期間を徒に長くすれば、具に当決議日と効力発生日の間の期間を徒に長くすれば、具に当決議日と効力発生日の間の期間を徒に長くすれば、具に当決議日と効力発生日の間の期間を徒に長くすれば、具に当決議日と効力発生日の間の期間を後に長くすれば、具に当決議日と効力発生日の間の期間を後に長くすれば、具にが、そのような場合には一体的な剰余金配当請求権のない株式が想定よりも長期間市場で流通する事態も生じうるため、そのような場合には一場で流通する事態も生じうるため、そのような場合には一場で流通する事態も生じうるため、そのような場合には一場で流通する事態も生じうるため、そのような場合には一場で流通する事態も生じうるため、そのような場合には一体的な利金の表によりに対している。

2 基準日を定めた場合の手続

一四条違反とされる可能性もあろう。

の二週間前までに当該基準日および基準日株主が行使する執行の決定として取締役会で基準日を決定し、当該基準日めない場合には、取締役会設置会社においては重要な業務会社が基準日を定める場合、定款に定めるか、定款に定

四条三項)。基準日に関する公告を欠いた場合、または二週間より短い期間前に公告をした場合、適法な公告がなかっ 透である。もっとも、基準日設定は無効であると解する見解が多数を考慮して、基準日設定は無効であると解する見解が多数を考慮して、基準日設定は無効であると解する見解が多数を考慮して、基準日設定は無効であると解する見解が多数を考慮して、基準日に関する公告を欠いた場合、または二四条三項)。基準日に関する公告を欠いた場合、または二四条三項)。

公告をすべきであったところ、公告もなされていないため、第二回種類株主総会における議決権行使に係る基準日設定類株主総会の権利行使に係る基準日を定款に定めておらず、本判決は、Y社が本件第二回種類株主総会の開催前に種

平成二五年三月三一日を第二回種類株主総会の議決権行使

に係る基準日であることを前提としてなされた招集手続は

法と政治 66巻4号 (2016年2月) 1105

社にとってのメリットがあり、 日 基準日制度は、 の株主名簿に記載されている株主とすることにより会 権利行使をさせる株主を一定時点 会社に基準日を公告させる (基準

ことにより、株式を取得したにもかかわらず株主名簿の名 義書換をしていない株主に対し、 権利行使のために株主名

1

裁量棄却の要件

簿の名義書換の機会を確保している。とすれば、本件にお

本判決の結論は妥当である。 行わなかったことは株主総会の招集手続の法令違反であり、 いて、Y社が本件第二回種類株主総会の基準日設定公告を

株主構成でのスクイズアウトに失敗している。また、本件 日 本件の場合、本件臨時株主総会において、公開買付後の 回種類株主総会における議決権行使の基準日(三月三 が本件臨時株主総会における議決権行使の基準日

1

募した株主は、本件臨時株主総会では議決権を行使できな かったにもかかわらず、本件定時株主総会および本件第二 |四月一〇日) よりも前に設定されたため、公開買付に応

買付の決済日を延期したためであるが、本判決はこのよう な事情については理由の中でとくに言及していない。 なった。応募株主が基準日株主となったのはYが本件公開 回種類株主総会においては議決権を行使することが可能と 裁判所は、 形式的な手続違反のみにより、 株主総会 とす

株主総会決議取消請求事件

の招集手続の法令違反を認めたことになろう。

裁量棄却 0 可 杏

および、②決議の結果に影響を及ぼさないことを同時に満 違反する場合であっても、 たしている場合にかぎり、 株主総会の招集手続または決議方法が法令または定款に ①違反の事実が重大でないこと、 裁判所は株主総会決議の取消請

項)。 環を裁量で棄却することが認められている(八三一条二水を裁量で棄却することが認められている(八三一条二

められるような場合であると解する見解がある。このようことであり、これを問題にすることは権利濫用に近いと認 であるとし、株主総会決議の取消請求を棄却すべき軽微なている利益が侵害されているか否かにより決せられるべき 瑕疵というのは、 について定める法令または定款の規定により株主に保証し この点については、株主総会の招集手続または決議方法 違反の事実が重大でないこと 取り上げるに値しない些細な瑕疵という

が裁量棄却する場合は極めて限られるとされる。

な見解を採る場合、瑕疵が軽微であることを理由に裁判所

決議の結果に影響を及ぼさないこと

2

従来、非株主が株主総会の決議に参加したが同人の賛成票を除外しても決議が有効に成立する場合のように、決議の結果に影響がないことは明らかな場合(最判昭三〇・一〇八二〇民集九巻一一号一六五七頁)以外については、決議の結果に影響を及ぼさないと断言できないので、決議の取消請求の裁量棄却に慎重であるべきだと主張する学説がりったとされているが、右記①(違反の事実が重大でないこと)の要件が株主利益の保護の見地からみて十分充足いこと)の要件が株主利益の保護の見地からみて十分充足いこと)の要件が株主利益の保護の見地からみて十分充足いこと)の要件が株主利益の保護の見地からみて十分充足いことの正確な証明がなくても、その蓋然性の証明をないことの正確な証明がなくても、その蓋然性の証明をないことの正確な証明がなくても、その蓋然性の証明を表示したが同人の賛成である。

2 株主総会参考書類の記載事項の欠缺(2)

の業務執行者の配偶者などである場合、業務執行者の不当の業務執行者の配偶者が会社または会社の特定関係事業者で、社外取締役候補者が会社または会社の特定関係事業者で、社外取締役候補者が会社または会社の特定関係事業者で、社外取締役候補者が会社または会社の特定関係事業者で、社外取締役候補者が会社または会社の特定関係事業者で、社外取締役候補者が会社または会社の特定関係事業者で、社外取締役候補者が会社または会社の特定関係事業者で、社外取締役候補者が会社を対している。

妥当である。

を受べているのはないしつ。ででなったのの判析にもこう態が生ずるおそれがあるからであるとされている。ただし、態が生ずるおそれがあるからであるとされている。ただし、のは防止または是正できるような力関係がないという事な業務執行を防止し、または是正することを躊躇する、あ

役候補者との交流の有無などを考慮すべきとされている。ける社外役員の役職の重要性および業務執行者と社外取締項の記載を求めるものという開示の趣旨に鑑み、会社にお項の記載を求めるものという開示の趣旨に鑑み、会社にお重要でないものは除かれる。重要でないものの判断にあたっ

(2016年2月)

本件についてみれば、社外取締役候補者であるCはY社

66 巻 4 号

法と政治

(八三一条一項一号)、この点についての本判決の結論はとから、Y社は当然CとAの関係を知っているものと認めとから、Y社は当然CとAの関係を知っているものと認めとから、Y社は当然CとAの関係を知っているものと認めたことは会社法施行規則七四条四項六号ホ②に違反する。株主総会参考書類の記載事項の欠缺は招集手続の法令違反 となるため、株主総会の決議取消事由が存することとなりとなるため、株主総会の決議取消事由が存することとなりの現代表取締役すなわち業務執行者であるAの妻であるこの現代表取締役すなわち業務執行者であるAの妻であるこの現代表取締役すなわり、この点についての本判決の結論は

び、Y社は平成二五年六月五日付けプレスリリース資料に三名(A・B・C)の名字が全て同一であったこと、およ本判決は、株主総会参考書類に記載された取締役候補者

1103

重大ではないことから、CがAの妻であることを記載しな ることも可能であったことから、株主総会参考書類にCが ることを推測することが可能であったこと、さらに、ホー 資料をY社のホームページに掲載していたことから、 おいてCがAの妻であることを記載した上で、翌六日に同 ではないというべきであるとした。そして、違反の程度が Aの妻であることを記載しなかったことは瑕疵として重大 ムページの記載からCがAの妻であるという情報を取得す の株主は、B及びCがAと親族関係等を有する可能性があ Y 社

Cの選任に反対する株主が増えた可能性は否定できない。 であり、 かんがみれば、社外取締役候補者であるCが現代表取締役 務執行の防止または是正を期待される社外取締役の職務を 社外取締役候補者の関係を記載することが求められている であることを株主に株主総会参考書類により周知した場合、 趣旨はすでに述べたとおりであり、業務執行者の不当な業 しかしながら、株主総会参考書類に会社の業務執行者と かつ取締役として再任される可能性のあるAの妻

記載しなかったことは重大な違反ではないとはいえず、

裁

が出されたとは認められず、

Y社はこれらの者の議決権行

1102

者であるところ、これらの者すべてに当該総会の招集通知

株主総会決議取消請求事件

したがって、CがAの妻であることを株主総会参考書類に

株主総会決議の取消請求を裁量棄却した。

かったことは決議に影響を及ぼさないものであるとして、

に記載しなくてもよいことの理由にはならない。 (3) できないため、CがAの妻であることを株主総会参考書類 Aの妻であるという情報を取得しうるとするが、株主がアジにも掲載されているプレスリリース資料を見れば、Cが 量棄却すべきではなかった。本判決は、会社のホームペー (SS) クセスしない限りプレスリリース資料の内容を知ることは

株主総会時点の株主名簿上の株主であるところ、誰がその 本来、株主総会において議決権を行使できるのは、 3

基準日設定公告の欠如

あるため、基準日制度が設けられている。

時点における株主かを把握することが容易ではない場合が

Y社は、本件のように、 株主総会における 議決権を内容 (2016年2月)

とする種類の株式と種類株主総会における議決権を内容と 行使できるのは当該総会当日にY社の株式を保有してい する種類の株式が一致し、かつ、両者の決議要件も一致す し、本判決は、本件第二回種類株主総会において議決権を 議案①)の効力の遡及適用が認められると主張したのに対 る場合は、本件定時株主総会における定款変更(本件三号 法と政治 66 巻 4 号

ない違反であるとして、裁量棄却を否定した。使の機会を奪ったため、基準日設定公告の欠如は重大では

しかしながら、本件のように、本件定時株主総会と本件第二回種類株主総会の議題が関連している場合にも本判決等二回種類株主総会の議題が関連している場合にも本判決時株主総会において議決権を行使することができる公開買時株主総会において議決権を行使できるとする方が、これらの株主の利益を保護決権を行使できるとする方が、これらの株主の利益を保護決権を行使できるとする方が、これらの株主の利益を保護

- (1) Y社は、平成二五年二月一日には、同年三月期の配当をしないことを公表していた。
- (2) その後Y社、XおよびXが控訴した。控訴審において、Y社は、「訴えの利益の喪失」の主張を追加した。すなわち、Y社は、は、「訴えの利益の喪失」の主張を追加した。すなわち、Y社は、は、「訴えの利益の喪失」の主張を追加した。すなわち、Y社は、は、「訴えの利益の喪失」という)および普通株主総会(以下「本件再種類株主総会」という)を開催し、本件第二回株主総会と併せて「本件再株主総会」という)を開催し、本件第二回株主総会における本件全部取得議案を可決する各決議と同内容の決議を再における本件全部取得議案を可決する各決議と同内容の決議を再における本件全部取得議案を可決する各対決議に関する訴えの利益が失われたと主張した。

(3) 振替株式について、議決権または剰余金配当請求権など、すべての株主が一斉に行使する権利については、会社は基準日を設定しなければならないと解されている。これらの権利について基定しなければならないと解されている。これらの権利について基定しなければならないと解されている。これらの権利について基定しなければならないと解されている。これらの権利について基定しなければならないと解されている。これらの権利について基定しなるからである(山下友信編『会社法コンメンタール(3)』、「商事法務、二〇一三年)[前田雅弘] 二八一頁)。

法と政治

66 巻 4 号

- (4) 江頭憲治郎『株式会社法 (第六版)』(有斐閣、二〇一五年) ていた(「定時株主総会の開催時期について」法務省のウエブサ 六八一頁(注1)。法務省も同様の見解を東日本大震災の際に述べ 六八一頁(注1)。法務省も同様の見解を東日本大震災の際に述べ
- 四一三頁、山下友信編、前掲(注3)二八三頁。
- (6) 山下友信編、前掲(注3)二八三頁
- 的に決議することとはされていなかった。

 7) 平成一七年改正前商法においては、配当の効力発生日を明示
- ›) 森本滋・弥永真生編『会社法コンメンタール⑴』(商事法務

た訴えの利益も消滅しないとした。

〇五頁)は、原判決の判断をほぼ引用してその結論を支持し、

ま

控訴審(東京高判平二七・三・一二資料版商事法務三七四号一

- 二〇一一年) [弥永真生] 一二五頁
- (9) 山田和彦一判批」『商事』二〇三九号(二〇一四年七月)二
- 〔10〕 尾崎安央「判批」『法教』判例セレクト□○一四Ⅱ(□1○一 五年三月) 一五頁
- 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法仏』(有裴 一九八六年)[高鳥正夫] 三五頁

会社においては各取締役に基準日の決定を委任することができる |四一六条四項、三九九条の一三第四項)。 指名委員会等設置会社においては執行役に、監査等委員会設置

- 〔12〕 山下友信編、前掲(注3)二八五頁、大隅健一郎・今井宏、 掲(注5)四一二頁、上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編、前掲(注11 前
- るのみであると解する見解として、田中誠二『三全訂 会社法詳 基準日設定の効力には影響はなく、会社の損害賠償責任が生ず
- 13 論(上)』(勁草書房、一九九三年)四一五頁。 江頭憲治郎、前掲(注4)二一七頁(注6)。
- せたことは、「決議方法」の違反であるとした。 三一日時点の株主に第二回種類株主総会における議決権行使をお 控訴審判決は、基準日設定公告を欠いたまま平成二五年三月
- 15) 本件三号議案のような議案が定時株主総会に付議される場合 検討に値するかもしれないとする見解として、弥永真生「判批」 『ジュリスト』一四六九号(二〇一四年七月)三頁。 包括的・黙示的に基準日の定めを内包していると解釈する余地も には、同日に開催される種類株主総会についても、定款の定めが
- 16) 種類株式発行会社ではない会社が、定款の一部を変更して種 類株式発行会社となったうえで、同じ日に普通株式の株主による

株主総会決議取消請求事件

力が生じることを条件として行われているものと解される。 主総会の招集は、定款変更が株主総会で承認されて定款変更の効 類株主総会の招集通知を発送する。普通株式の株主による種類株 種類株主総会を開催する場合(一一一条二項一号)、実務にお 通常、定款変更を決議する株主総会の招集通知と併せて、種

款変更の効力が生じることを条件として行われているものと解さ 基準日の決定および公告も、定款変更が株主総会で承認されて定 使することができる者を決めるために基準日を定める場合、この の手続」『商事』 一八九六号 (二〇一〇年四月) 二九頁)。 れる(渡辺邦広「全部取得条項付種類株式を用いた完全子会社化 また、普通株式の株主による種類株主総会において議決権を行

- 17) 本判決は、本件の射程を、会社が基準日制度を悪用した場合 に基準日としたような場合に限定していない(松井智予「判批 すなわち会社が自己に有利な株主構成であった日を事後的に任意
- 18) 平成一七年改正前商法二五一条(会社法八三一条二項) 『平成二六年度重要判例解説』九八頁)。 は、

(2016年2月)

議の取消請求の裁量棄却が問題となった裁判例については、福島 昭和五六年改正により導入された。昭和五六年以降に株主総会決 洋尚「判批」『金判』一四二九号(二〇一三年一二月)七頁(注13

66 巻 4 号

- 19) 豊崎光衛「株主総会決議取消の訴と裁量棄却」鈴木竹雄編 頁 九七六年)二〇五頁、大隅健一郎「株主総会決議取消の訴と裁判 所の裁量棄却」 『会社法の諸問題 (新版)』 (一九八三年) 二八一 『商法演習Ⅲ』(一九六三年)四九頁、竹内昭夫『判例商法』(一
- 竹内昭夫、前掲(注19)二〇五頁。

20

上柳克郎·鴻常夫·竹内昭夫編『新版注釈会社法(5)』(有斐

- 閣、一九九五年)[岩原紳作]三七八頁。
- (22) 江頭憲治郎、前掲(注4)三七一頁(注9)。
- 九号(一九八一年、一〇月)三五頁。(23) 今井宏「株主総会決議取消しの訴と裁量棄却」『商事』九
- 四、株主総会の招集通知に営業譲渡に関する議案の要領が記載されなかったことが平成一七年改正前商法二四五条二項に違反するとしたうえで、裁量棄却を認めなかった最判平七・三・九金判九としたうえで、裁量棄却を認めなかった最判平七・三・九金判九としたうえで、裁量棄却を認めなかった最判平七・三・九金判九としたうえで、裁量棄却を認めなかった最判平七・三・九金判九とした。 一場三頁は、営業の全部または一部の譲渡について「株主総会の招集通知にその要領を記載すべきものとしているのは、株主に対し、あらかじめ議案に反対の株主が会社に対し株式の買知らを請求すること(同法二四五条ノ二参照)ができるようにするためであると解されるところ、右のような規定の趣旨に照らせるためであると解されるところ、右のような規定の趣旨に照らせば、本件株主総会の招集手続の前記の違法が重大でないといえなば、本件株主総会の招集手続の前記の違法が重大でないといえなば、本件株主総会の招集手続の前記の違法が重大でないといえなば、本件株主総会の招集通知に関する議案の要領が記載する。
- 最判平七・三・九の原審である大阪高判平二・九・一三金判九七一号七頁は、平成一七年改正前商法二四五条二項違反を認めたうえで、株主が会社から受領した文書により、譲渡される予定の資産・負債・物件の概略を理解しえたことから、手続上の瑕疵は重大ではないとした。さらに、招集通知に議案の要領が記載され重いないことについて総会では株主から疑問は出されなかったこと、出席株式数の約七六%を有する株主が営業譲渡に関する決議と、出席株式数の約七六%を有する株主が営業譲渡に関する決議と、出席株式数の約七六%を有する株主が営業譲渡に関する決議と、出席株式数の約七六%を有する株主が営業譲渡に関する決議に影響を及ぼさないとして、株主総会決議の取消請求瑕疵は決議に影響を及ぼさないとして、株主総会決議の取消請求瑕疵は決議に影響を及ぼさないとして、株主総会決議の取消請求を棄却した。
- または電子投票を認めないことが多く、その場合には株主総会参(25) 非公開会社において記載が要求されていないのは、書面投票

- 規則 (第二版)」(商事法務、二〇一五年)三八〇頁)。 める場合であっても、株主総会参考書類が膨大になるコストを負担させる合理性が認められない場合が少なくないからであるとさ担させる合理性が認められない場合が少なくないからであるとさ担いる(弥永真生『コンメンタール会社法施行規則・電子公告れている(弥永真生『コンメンタール会社法施行規則・電子公告が多い。
- 前掲(注25)三八九頁。 前掲(注25)三八九頁。 前掲(注25)三八九頁。 前掲(注25)三八九頁。 前掲(注25)三八九頁。
- ○頁。
 ○頁。
 ○頁。
- (28) 記載が求められているのは社外取締役候補者と会社の業務執行者の関係であり、会社が知っているとき」に限り、記載が求められり得るため、「会社が知っているとき」に限り、記載が求められているのは社外取締役候補者と会社の業務執
- (29) 平成一七年改正前商法二五一条について、株主総会において(29) 平成一七年改正前商法二五一条についての株主の利益の質問・発言をし、必要な情報を入手するについての株主の利益の共譲が問題となる場合には、その瑕疵の軽微かどうかを問題にすることが必要であり、軽微といえないときは、たといその瑕疵が消の請求を棄却することはできないとする見解がある(今井宏、消の請求を棄却することはできないとする見解がある(今井宏、消の請求を棄却することはできないとする見解がある(今井宏、消の請求を棄却することはできないとする見解がある(今井宏、消の請求を棄却することはできないとする見解がある(今井宏、消の請求を棄却することはできないと言う。
-)株主総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知の発

株主総会決議取消請求事件

送後に修正すべき事情が生じた場合は、修正後の事項を株主に周知させる方法を招集通知と併せて通知することができる(会施規知させる方法を招集通知と併せて通知することができる(会施規知させる方法を招集通知と併せて通知することができる(会施規知の発送前からの事情であることがら(招集通知の発送前からの事情であることがら(招集通知の発送前からの事情であることがら(招集通知の発送前からの事情であることがら(招集通知の発送前にホームページに掲載されたプレスリリース資料にCがAの妻である旨の記載がある)、WEB修正の対象とはならない。

月)六頁。として、吉本健一「判批」『金判』一四七八号(二〇一五年一一として、吉本健一「判批」『金判』一四七八号(二〇一五年一一73)、本件第二回種類株主総会の開催は不要ではないかとする見解